

# 山梨県公報

号外第五号

令和六年

三月一日

金 曜 日

## 目 次

### 公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一  
○猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………四

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び附則第三項」を「、附則第三項及び第五項」に改める。

第八条の五中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 デジタル化施策の推進に関すること。

第八条の六第二項中「前条第六号」を「前条第七号」に改める。

第十一条各号を次のように改める。

一 地域警察に関すること。

二 交通機関(列車を除く。)への警乗に関すること。

三 雑踏警備に関すること。

四 警らに関すること。

五 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

六 通信指令業務の企画、調査、指導、運用等に関すること。

七 一一〇番通報その他の緊急通報の受理、指令、手配等に関すること。

八 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報集約に関すること。

九 無線通話の統制に関すること。

十 鉄道警察に関すること。

十一 鉄道施設における警ら、警戒警備及び警乗に関すること。

十二 列車への警乗に関すること。

十三 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

第十一条の二第二項中「第十一条第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号」を

「前条第一号から第五号まで」に改める。

第十一条の三第二項中「第十一条第八号から第十一号まで」を「第十一条第六号から第九号まで」に改める。

第十一条の四第二項中「鉄道施設における警ら、警戒警備及び警乗に関する事務」を

「第十一条第十号から第十二号までに掲げる事務」に改める。

第十一条の五第二項中「第十一条第五号」を「第十一条第十三号」に改める。

第十一条の九第二号中「サイバー犯罪対策」を「サイバー事案の防止対策」に改め、

同条第三号中「サイバー犯罪捜査」を「サイバー事案に係る犯罪の捜査の支援」に改め、

同条に次の一号を加える。

四 サイバー事案(サイバー攻撃を除く。)に係る犯罪の捜査に関すること。

第十三条の四各号を次のように改める。

一 暴力団対策に関すること。

二 国際捜査共助に関すること。

三 犯罪組織の情報収集活動に関する指導及び管理に関すること(他の部及び室並びに

部に他のの所掌に属するものを除く。)

四 組織犯罪に関する情報収集、分析及び管理に関すること(他の部及び室並びに

部に他のの所掌に属するものを除く。)

五 犯罪による収益の移転防止に関すること。

六 組織犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

七 麻薬、覚醒剤、大麻等薬物事犯の取締りに関すること。

八 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

九 国際犯罪の捜査及び外国人犯罪対策に関すること。

十 匿名・流動型犯罪グループの実態解明に関すること。

十一 匿名・流動型犯罪グループの捜査に関すること。

十二 電話詐欺に関する情報収集、分析及び犯行ツール対策に関する事  
 十三 電話詐欺に関する捜査嘱託に関する事  
 十四 電話詐欺の捜査に関する事

第十三条の五第二項中「前条第二号から第四号まで及び第八号」を「前条第六号から第十一号まで」に改める。

第十三条の六第二項中「第十三条の四第十号から第十二号まで」を「第十三条の四第十二号から第十四号まで」に改める。

第十六条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 自転車その他の小型モビリティ対策に関する事  
 第二十一条の三第二項中「掌理する」を「掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する」に改める。

第二十二條の四を第二十二條の五とし、第二十二條の三を第二十二條の四とし、第二十二條の二の次に次の一条を加える。

(サイバー推進官)

第二十二條の三 部及び室にサイバー推進官を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもつて充てる。

2 サイバー推進官は、サイバーセキュリティ等についての指導、教養及び管理に関する事務をつかさどる。

別表第一警務の部中

庶務

を

庶務

庶務

に改め、同表教養の部術科の項中

術科第一  
術科第二

を

術科

に改め、同表情報管理の部中

情報システム運用  
情報システム運用

テム運

を

情報システム運用

情報システム運用

に改め、同表サイバー犯罪対

デジタル化推進  
デジタル化推進

策の部中

サイバー犯罪対策	サイバーセキュリティ対策
サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪捜査
サイバー犯罪捜査第二	サイバー犯罪捜査

を

サイバー企画	サイバー対策
サイバー捜査支	サイバー捜査
サイバー捜査	サイバー捜査
サイバー	サイバー

サイキ  
事案対  
捜査支  
捜査第  
捜査第

に改め、同表捜査第二の部広域知能犯の項を削り、同表組織犯罪対策の部

組織犯罪捜査室の款に次のように加える。

組織犯罪対策第 四	組織犯罪対策第 九
組織犯罪対策第 十	組織犯罪対策第 十

別表第一鑑識の部現場鑑識の項中

機動鑑識班

を

現場鑑識

機動鑑識班

に改め、同表交通企画の部企画の項に次のように加える。

自転車・小型モ ビリティ対策	自転車・小型モ ビリティ対策
-------------------	-------------------

別表第一警備第一の部サイバー攻撃・事件の項中

サイバー攻撃・ 事件	サイ
---------------	----

イバー攻撃  
件

に改め、同部外事・国際テロリズム対策室の款に次のように加える。

対策第三	対策第一
対策第二	

別表第一警備第二の部中

庶務	庶務
警衛・警護	警衛・警護

を

庶務
----

に改め、同部警衛・警護室の款警衛・警護の項に次のよ

うに加える。

警衛・警護第二

別表第二甲府警察署の部交通の項中

企画規制	指導取締	事故捜査第一	事故捜査第二	事故捜査第三
------	------	--------	--------	--------

を

交通第一	交通第二
------	------

に改め、同表南部警察署の部及び上野原警察署の部中

地域	交通	地域	自動	交通
----	----	----	----	----

車警ら班
------

を

地域交通	地域	自動車警ら班	交通
------	----	--------	----

に改める。

### 第二条

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。

第九条中「少年・女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に、「生活安全捜査課」を「保安課」に改める。

第十条中第四号から第十号までを削り、第十一号を第四号とし、第十二号を削り、第十三号を第五号とし、第十四号を第六号とする。

第十条の二を削る。

第十一条の六（見出しを含む。）中「少年・女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改め、同条中第十一号を第十四号とし、第五号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の三号を加える。

- 五 非行少年に係る事件の捜査又は調査に関する事
- 六 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること
- 七 少年の有害環境の取締りに関すること

第十一条の七第一項中「少年・女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改め、同条第二項中「前条第五号から第十一号まで」を「前条第八号から第十四号まで」に

改める。

第十一条の八（見出しを含む。）中「生活安全捜査課」を「保安課」に改め、同条中第十一号を第十六号とし、第八号から第十号までを削り、第七号を第十五号とし、第一号から第六号までを八号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第八号までとして次の八号を加える。

- 一 質屋及び古物営業の許可等に関する事。
- 二 警備業に関する事。
- 三 探偵業に関する事。
- 四 風俗営業等の許可等に関する事。
- 五 銃砲、クロスボウ及び刀剣類並びに火薬類の許可等に関する事。
- 六 射撃場及び射撃指導員並びに猟銃等保管業者及びクロスボウ保管業者の指導に關すること。
- 七 核燃料物質等の運搬届出の指導等に関する事。
- 八 保安関係機関・団体との連絡調整に関する事。

第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。

（許認可管理室）

第十一条の九 保安課に許認可管理室を附置する。

2 許認可管理室においては、前条第一号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中「許認可管理室」を削り、「少年サポートセンター」の下に「許認可管理室」を加える。

第三十七條第二項中「六一二人」を「六三〇人」に、「八一七人」を「八三五人」に、「一、〇八三人」を「一、〇六五人」に、「一、一八三人」を「一、一六五人」に改める。

別表第一生活安全企画課の部許認可管理室の款を削り、同表少年・女性安全対策の

部中「少年・女性安全対策」を「人身安全・少年」に、

三	人身安全対策第	三	人身安
二	人身安全対策第	二	人身安
一	人身安全対策第	一	人身安
	子供と女性の安全を守る対策		子供と全を守

女性	の安
対	策
第	三
第	二
第	一
第	三

少年	事件	少年	事件
人身	安全第	人身	安全第
人身	安全第	人身	安全第
人身	安全第	人身	安全第
人身	安全第	人身	安全第

に改め、同表生活安全捜査

の部を次のように改める。

許認可管理室	許認可管理	許認可第一	許認可第二
	生活安全捜査第	生活安全捜査第	生活安全捜査第
	生活安全捜査第	生活安全捜査第	生活安全捜査第
保安	企画・指導	企画・指導	庶務
	生活安全捜査第	生活安全捜査第	生活安全捜査第
	生活安全捜査第	生活安全捜査第	生活安全捜査第

別表第二甲府警察署の部生活安全の項及び南甲府警察署の部生活安全の項中

保

安・生活経済

を

保安・サイバー

に改める。

附則

この規則中第一条の規定は令和六年三月十五日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第四号

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則（昭和四十一年山梨県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。）

第四条第一項中「警察本部生活安全企画課長」を「警察本部生活安全全部保安課長」に改める。

第六条中「警察本部生活安全企画課」を「警察本部生活安全全部保安課」に改める。

第二号様式中「警察所長」を「警察署長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番